

私立幼保連携型認定こども園における認可定員・利用定員について

■ 法令上の取扱いについて

認可定員	利用定員
<ul style="list-style-type: none"> ●就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第5号の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)に記載されている利用定員のこと。 (法令では認可定員という文言は使用されていない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援法第31条に基づき, 施設型給付費の支給に係る施設として市町村長が確認する際に定めた利用定員のこと。 ●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第20条第6項により「運営規定」に記載する必要がある。

■ 実務上の取扱いについて

認可定員	利用定員	実際の利用者数
<ul style="list-style-type: none"> ●幼保連携型認定こども園の認可申請の際に都道府県に申請する。 ●当該施設の標準的な受入人数を「定員」として設定している園が多い。 ●宮城県では認可定員は1, 2, 3号の合計として設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援法第31条の確認の際に市町村に申請するもの。 1号, 2号, 3号(0歳, 1・2歳)毎に設定する必要がある。 ●施設型給付の単価水準(定員区分)に関わる。 	/
認可定員と利用定員の関係		
<ul style="list-style-type: none"> ●(認可定員) \geq (利用定員の合計) となる必要がある。 ●同数となることが原則だが, 利用定員を減少させる場合に, 認可定員を減少させる必要はない。 		/
利用定員(認可定員)と実際の利用者数の関係		
<ul style="list-style-type: none"> ●実際の利用者数は利用定員の範囲内とすることが原則。 ●年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応などの場合は例外的に(実際の利用者数) > (利用定員(認可定員)) とすることも可能。 ●ただし年度平均で120%以上の場合は監査の指摘事項となる。また, 過去一定年度間続く場合は給付費の減算措置を講ずる。 		

■ 変更する場合について

認可定員	利用定員
<ul style="list-style-type: none">● 県に認可申請事項変更届出書を提出することが必要。● また、認可定員の変更に伴い、園則に記載された認可定員を修正することが必要。 (変更事項は認可定員と園則の2項目となる) (認可時には保育室ごとに年齢、1・2・3号の内訳を確認するが、認可定員の合計が不変の場合、変更届出書の提出は不要)。	<ul style="list-style-type: none">● 市町村に申請することが必要。(認可定員の範囲内であれば県への申請は不要。)(市町村においては審議会等で意見を聴く必要があるため、即時変更できるわけではない。)● 運営規程に記載された利用定員の変更は必要であるが、県への届出は不要。● 市町村は利用定員を定めた(変更した)場合は県へ届け出ることが必要。

■ その他注意事項

- 園則と運営規程を兼用としている場合は認可定員と利用定員の両方を記載する必要がある。認可定員を変更せず利用定員のみ変更する場合は「園則兼運営規程」の修正は必要となるが、県への届出は不要。
- 園則兼運営規程に利用定員のみ記載している場合は認可定員＝利用定員とみなすこととなる。
- 市町村にあっては利用定員の設定・変更時には当該施設の図面(保育室面積)、保育士数、認可定員、実際の利用者数、今後の見込み等を確認し、定めること。また、利用調整時には各施設の利用定員を確認し、これを上回る利用者数とする場合は当該施設の図面(保育室面積)、保育士数を再度確認すること。

関係法令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)

第十五条 幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。

一 目的

二 名称

三 所在地

四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（第三項及び次条において「園則」という。

）

六 経費の見積り及び維持方法

七 開設の時期

2 法第十六条の届出を行った市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この項において同じ。）又は法第十七条第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項（市町村にあっては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に届け出なければならない。

3 前項の規定による園則の変更は、次条に掲げる事項に係る園則の変更とする。

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)

第十六条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項

二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項

四 利用定員及び職員組織に関する事項

五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

六 保育料その他の費用徴収に関する事項

七 その他施設の管理についての重要事項

子ども・子育て支援法

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項,第三項及び第六項,第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。))及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号,第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。))を除き,法人に限る。以下同じ。)の申請により,次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ,当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて,市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は,前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは,あらかじめ,第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を,その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は,第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは,内閣府令で定めるところにより,都道府県知事に届け出なければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は,次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する特定教育・保育の内容

三 職員の職種,員数及び職務の内容

四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては,学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間,提供を行わない日

五 第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類,支払を求める理由及びその額

六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始,終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。)

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項